

第2次長島町地域福祉計画

長島町地域福祉計画

長島町再犯防止推進計画

長島町自殺対策計画

令和7年度
(2025)

▼
令和11年度
(2029)



住民一人ひとりを

大切に

福祉のまちづくり



令和7年3月

鹿児島県 長島町

1 新たな地域福祉計画を策定しました

(1) 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の更なる進行や家族形態の変化による家族での支え合いの機能の低下、また、個人の価値観の多様化等に伴って地域のつながりが希薄化し、地域での支え合いの力も低下しています。

また、公的な支援制度が対象としていない身近な生活課題への支援の必要性の高まりや「社会的孤立」、「制度の狭間」の問題、さらに様々な分野の課題が絡み合っただ複雑化し、複数分野の課題を抱え、包括的な支援を必要とする個人や世帯もあることから、対象者別・機能別に整備された公的な支援制度では、対応が困難なケースも見られるようになっていきます。

こうした中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画しながら、ともに支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を

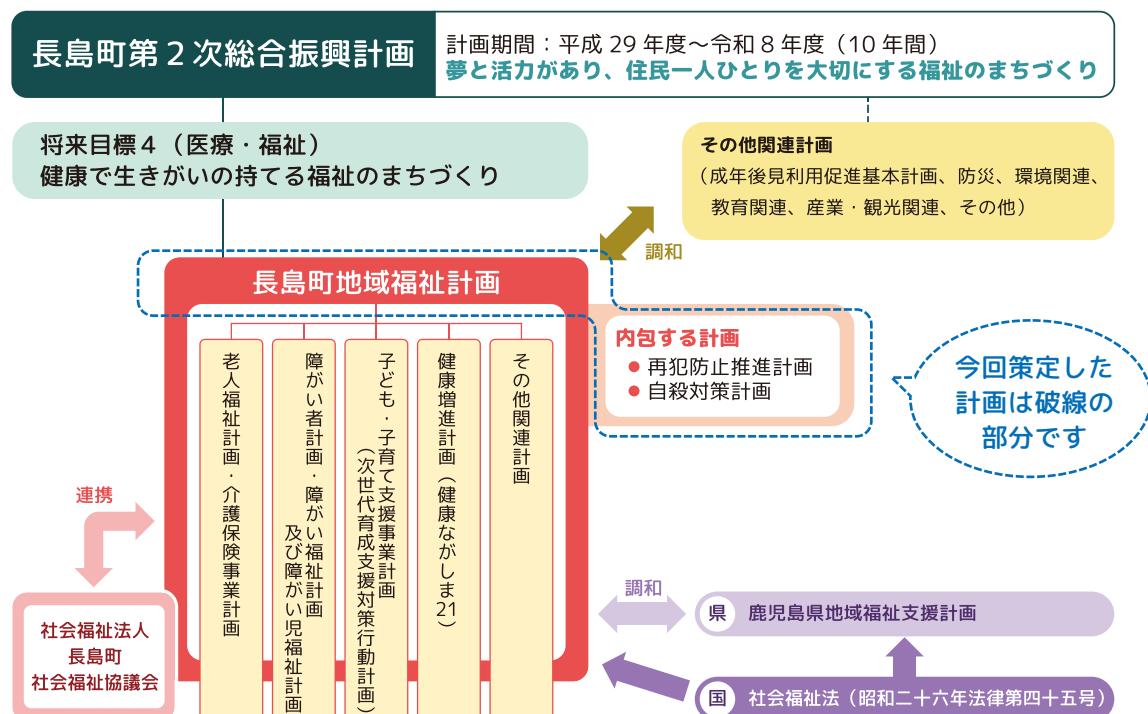
超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた改革を進めることとし、平成 29 年及び令和 2 年に社会福祉法の改正を行ったところです。

長島町においては、このような状況を踏まえ、平成 31 年 3 月に、平成 31 年（2019 年）度から令和 6 年（2024 年）度までを計画期間とする第 1 次長島町地域福祉計画・自殺対策計画を策定し、地域共生社会の実現に向け、取組を推進してきました。計画期間が満了を迎えるにあたり、近年の地域福祉を取り巻く状況や国の動向等を踏まえ、地域福祉の推進及び地域共生社会の実現を目指すために、令和 7 年度から令和 11 年度までを計画期間とする **第 2 次長島町地域福祉計画** を策定しました。

(2) 上位計画及び関連計画との関係

本町の最上位計画である「長島町第 2 次総合振興計画」を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて取り組むための施策の方向性等について整合性を図ります。

本計画は、「老人福祉計画」、「障がい者計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などの個別計画の上位計画として、共通して取り組むべき事項や個別計画では対応していない事項等について、地域福祉の視点から横断的・総合的に定めるものです。なお、この計画は、地域福祉推進の方向性等を示すこととしており、各分野の施策は、それぞれの計画に基づき進めていくこととします。



(3) 根拠法令

計画名	根拠法令
地域福祉計画	社会福祉法 第107条
再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律 第8条
自殺対策計画	自殺対策基本法 第13条第2項

第2次長島町
地域福祉計画では、
3つの計画を策定
しました。



(4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、手助けや支援を必要としている人が抱えている生活上の様々な問題や課題を、高齢者や障がい者、子どもといった対象別ではなく、「地域」を中心として、共に助け合い、支え合いながら、暮らしやすい環境づくりを進めていこうとする取組のことです。

そのためには、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決（自助）し、個人や家族内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPOなどの活動（互助）で解決する。介護保険制度や医療保険制度など社会保障制度等を活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給等、行政でなければできないことは行政が中心となって解決する（公助）といった、重層的な取組も必要です。

日常生活において、自分でできる範囲のことは自分で言い、一人ひとりが豊かな生活を送るために努力する。



じじょ

自助

自分でできることは自分でする



ごじょ

互助

地域などで互いに支え合う



近隣との日頃の声掛けや見守り、ボランティアやNPO、住民組織での活動など、住民同士の助け合い、支え合い活動。

きょうじょ

共助

社会保障制度等を活用する

介護保険制度や医療保険制度などを活用し、必要に応じて様々な社会保障制度やサービスを受ける。



こうじょ

公助

行政などの公的サービスを受ける

公的サービスの提供、住民活動への支援、人権擁護に関する取組や虐待防止など、行政施策として行うべきもの。



3 地域福祉を取り巻く状況

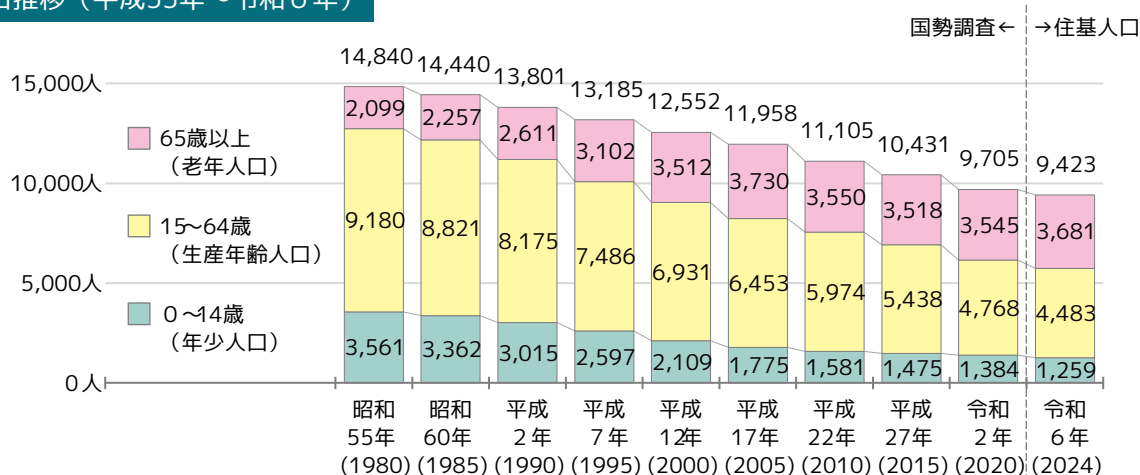
(1) 人口減少と高齢化・少子化の進行

本町の人口は減少を続けており、令和 6 年 10 月 1 日 現在で 9,423 人、高齢化率は 39.1% となっています。

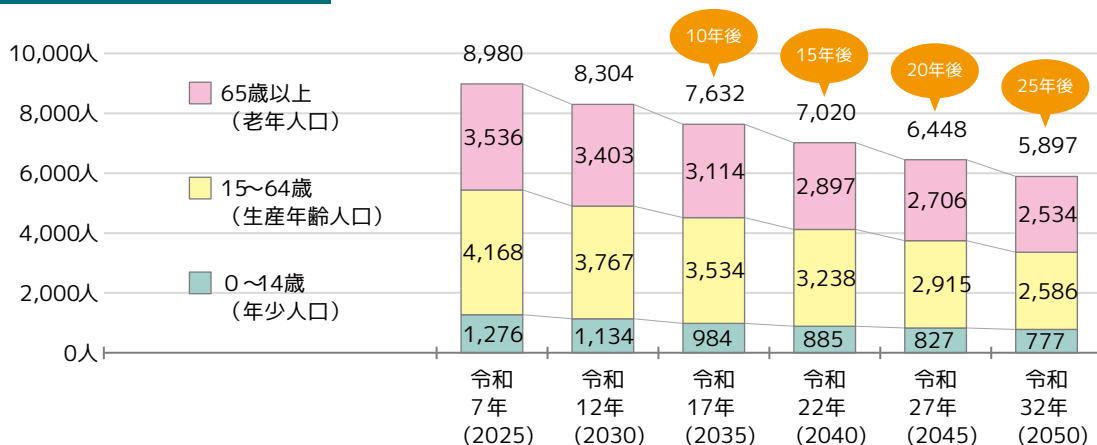
年齢 3 区分別人口の割合をみると、14 歳以下の年少人口は横ばい傾向、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は減少傾向、65 歳以上の老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本町の総人口は今後 25 年間で約 30% 減少するなど、少子高齢化が急速に進むと考えられます。令和 32 年には総人口が 6,000 人を下回り、高齢化率は 43% に達するとの予測が示されています。

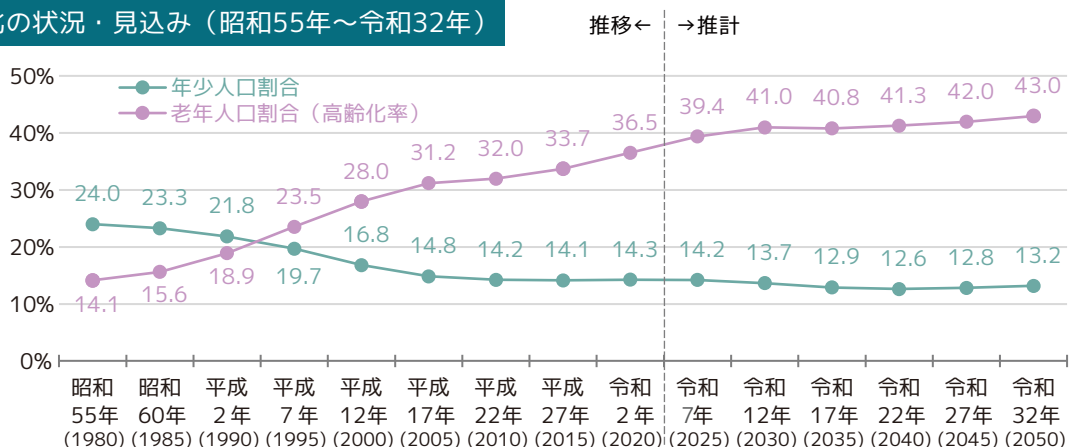
人口推移（平成55年～令和6年）



人口推計（令和7年～令和32年）



少子高齢化の状況・見込み（昭和55年～令和32年）

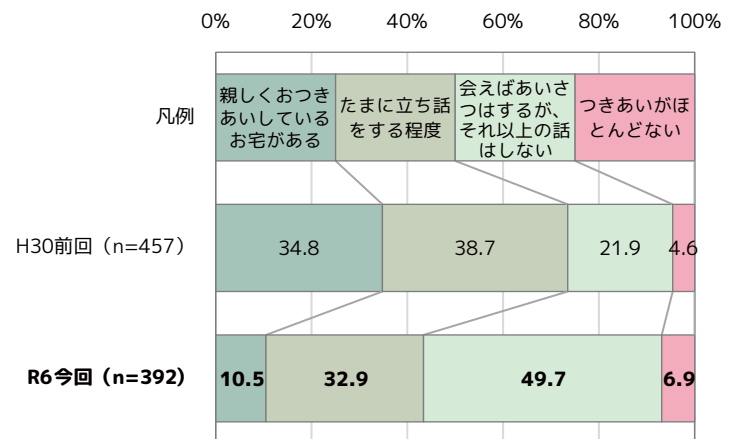


(2) アンケート調査からみえる現状

① 近所づきあいの程度

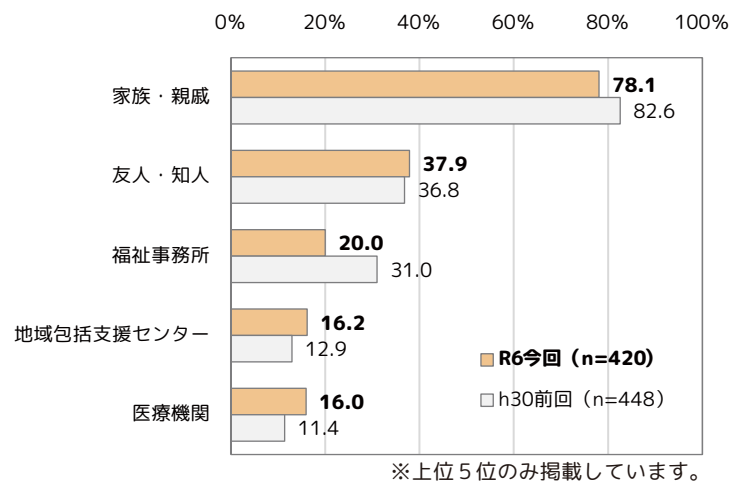
平成 30 年度に実施した前回調査と比較すると、「親しくおつきあいしているお宅がある」とする割合が3割から1割に低下（24.3 ポイント減）し、「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」が2割から5割弱に上昇（27.8 ポイント増）しました。

「つきあいがほとんどない」及び「たまに立ち話をする程度」の割合の変化があまり大きくないことから、近所づきあいの程度が低下し、関係が希薄化している状況が伺えます。



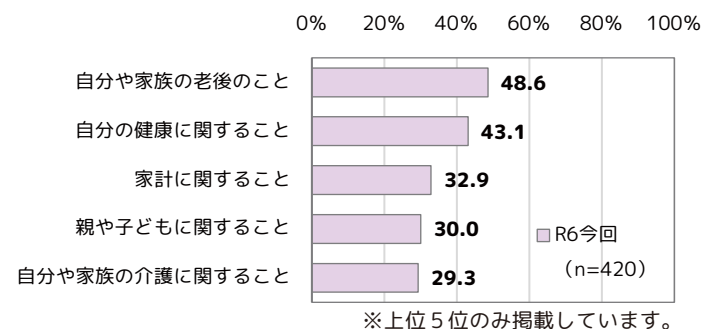
② 生活上の悩みや福祉サービスが必要になった場合の相談先

生活上の悩みや福祉サービスが必要になった場合の相談先（相手）は「家族・親戚」とする割合が78.1%で最も高く、次いで「友人・知人」が37.9%、「福祉事務所」が20.0%となっています。



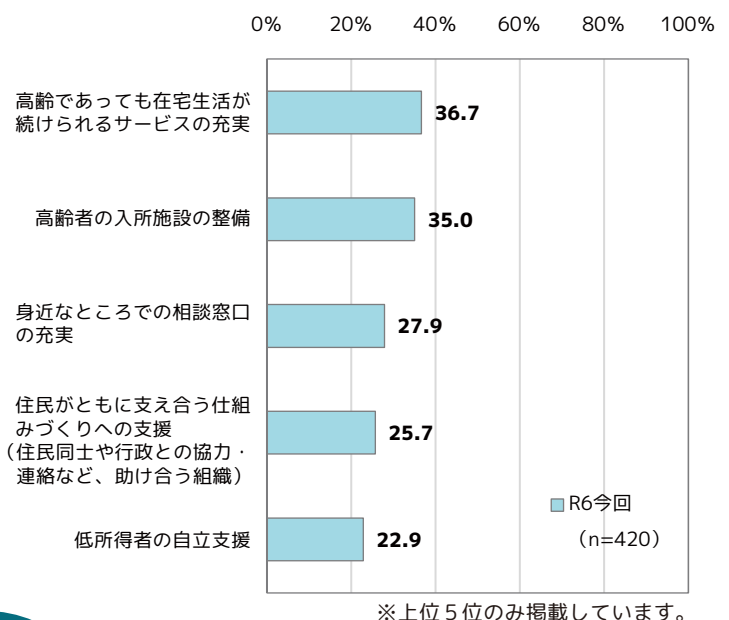
③ 具体的な悩みや不安の種類

また、具体的な悩みや不安の内容としては、「自分や家族の老後のこと」が48.6%で最も高く、次いで「自分の健康に関すること」が43.1%、「家計に関すること」が32.9%となっています。



④ 「安心して暮らせるまちづくり」に向け町の福祉施策で必要だと思うこと

「高齢であっても在宅生活が続けられるサービスの充実」とする割合が36.7%で最も高く、次いで「高齢者の入所施設の整備」が35.0%、「身近なところでの相談窓口の充実」が27.9%となっています。



4 計画の概要

(1) 長島町地域福祉計画

本町では、町政運営の基本指針として「夢と活力があり 住民一人ひとりを大切にする福祉のまちづくり」を理念とした長島町第2次総合振興計画に沿って施策を展開しています。また平成19年には、九州の町村で初となる福祉事務所の業務を開始し、きめ細やかな福祉行政実現へ踏み出しました。本計画は、本町福祉分野における最上位計画であることから、基本理念を

また基本理念の実現のためには、住民自らの自立に向けた努力を基本としつつ、地域において、住民一人ひとりが、思いやりの心を持って、支え合い助け合えるような地域づくりを展開するとともに、公的サービスがよりきめ細かく、利用者の視点に立って適切に提供される必要があります。そのため以下の3つの柱に基づき、施策を展開します。

住民一人ひとりを大切にする福祉のまちづくり

とします。

長島町のみんなで
一緒に取り組んで
いきましょう



はなちゃん

I 地域共生社会の実現に向けた基盤づくり

誰もが個性と能力を発揮し、活躍できるよう、高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、支援を要する方々に対する福祉サービスの充実を図ります。また、サービスの質の向上や、権利擁護、災害時の支援などに取り組めます。

具体的な取組

- 1 高齢者・障がい者・子育て等に対する支援
- 2 生活困窮者への支援
- 3 権利擁護の推進
- 4 福祉サービスの質の向上
- 5 福祉のまちづくりの推進
- 6 孤独・孤立に対する支援
- 7 その他の支援

II 地域福祉を支える担い手づくり

地域における多様な福祉ニーズに対応するため、介護職員や保育士など、各分野の福祉サービスを担う人材の確保・定着やサービスの向上を図るための、人材育成に取り組めます。また、地域住民等の福祉活動への参加促進や、地域活動に取り組むリーダーやコーディネーターの育成、NPOの活動支援を行います。

具体的な取組

- 1 福祉人材等の確保・育成と資質向上
- 2 地域住民等の福祉活動への参加促進

III 誰一人取り残さない支援体制づくり

地域の中で支援を要する方々が孤立することなく、公的なサービスや地域の支え合い活動による支援を受けられるよう、住民が主体的に生活課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援するとともに、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応した包括的な相談・支援体制の整備を進めます。

具体的な取組

- 1 包括的な支援体制の構築
- 2 社会福祉協議会等との連携

(2) 長島町再犯防止推進計画

① 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の検挙者数は、平成 16 年をピークに減少傾向となり、令和 4 年にはピーク時の半分以上となっています。一方で刑法犯検挙者中の再犯者率は 47.9%と 5 割近くに達しており、高い割合となっています。

犯罪をした者の中には、高齢、障がい、生活困窮といった様々な問題を抱えている場合もあり、そうした人たちの再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではなく、社会復帰後、地域社会で孤立させない支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。とりわけ、地域社会で生活する犯罪をした者等に対する支援にあたっては、就労、住居、保健医療、福祉などの各種サービスを提供する基礎自治体である市町村の役割は極めて重要です。

このため本町では、住み慣れた地域で、誰もがお互いを尊重し、支えあう共生社会の実現に向けて「**長島町再犯防止推進計画**」を策定し、必要な施策を総合的かつ計画的に実施していきます。

② 計画の期間

計画期間は、第 2 次長島町地域福祉計画に合わせ、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

③ 計画の基本方針

本町では、国及び県が策定した再犯防止推進計画に基づき、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援し、地域社会の安全・安心に貢献するため、以下の施策を推進します。

具体的な施策

- 広報・啓発活動の推進
- 就労・住居の確保のための取組
- 保健医療・福祉サービスの利用支援
- 修学支援及び非行の防止
- 関係機関等との連携強化

(3) 長島町自殺対策計画

① 計画策定の趣旨

自殺対策基本法に基づき、町民の誰もが自殺に追い込まれることのない長島町を目指し、平成 30 年度に「第 1 次長島町地域福祉計画・長島町自殺対策計画」を策定しました。

今回、前計画の期間満了にあたり、第 2 次長島町自殺対策計画（以下、「第 2 次計画」という）を策定し、さらなる自殺対策を推進します。

今回の第 2 次計画では、自殺者を限りなくゼロに近づけることを目指し「**町民誰もが自殺に追い込まれることのない長島町**」の実現のため、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と連携を取りながら、自殺対策のさらなる推進をしていきます。

② 計画の期間

計画期間は、第 2 次長島町地域福祉計画に合わせ、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

③ 施策の方向性

こころの健康づくりと自殺予防対策を推進する

具体的な施策

- 子ども・若者への支援の充実
- 町民一人ひとりの気づきと見守りの推進
- 自殺対策に関わる人材の確保、養成
- こころの健康づくりの推進
- 自殺リスク低下に向けた支援
- 職場における自殺対策の推進
- 自殺未遂者の再企図防止
- 遺された人への支援の充実

一人で悩まないで。困った時は相談を。

長島町福祉事務所

平日 8:30 ~ 17:15

☎ 0996-86-1146

社会福祉法人長島町社会福祉協議会

平日 8:30 ~ 17:15

☎ 0996-86-0190

こころ・いのちの相談・情報機関

あなたは決して一人ではありません。各機関に相談してください。匿名でも大丈夫です

鹿児島いのちの電話（24 時間 365 日受付可能） ☎099-250-7000

鹿児島こころの電話（月～金曜日 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 16:30） ☎099-228-9566/☎099-228-9567

鹿児島県精神保健福祉センター（平日 8:30 ~ 17:00） ☎099-218-4755

鹿児島県自殺予防情報センター（相談日 月・木曜日 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 16:00） ☎099-228-9558

出水保健所（平日 8:30 ~ 17:15） ☎0996-62-1636

あいわの里支援センター（月～土曜日 8:00 ~ 17:00） ☎0996-75-2401

長島町福祉事務所（平日 8:30 ~ 17:15） ☎0996-86-1146

長島町町民保健課保健予防係（平日 8:30 ~ 17:15） ☎0996-86-1157

長島町地域包括支援センター（平日 8:30 ~ 17:15） ☎0996-86-1153

よりそいホットライン（24 時間 365 日受付可能） ☎0120-279-338

精神科救急医療電話相談窓口（月～土曜日（祝日・年末年始除く） 17:00 ~ 翌日 9:00）

（日曜日・祝日・年末年始 9:00 ~ 翌日 9:00） ☎099-837-3458

再犯防止等に関する相談期間・団体

●就労支援に関すること

ハローワーク出水 ☎0996-62-0685

新卒応援ハローワーク ☎099-224-3433

暴力追放運動推進センター ☎099-224-8601

●住居の確保に関すること

（公財）鹿児島県住宅・建築総合センター ☎099-224-4543

NPO 法人やどかりサポート鹿児島 ☎099-800-4842

●高齢者支援に関すること

長島町地域包括支援センター ☎0996-86-1153

県地域生活定着支援センター ☎099-213-4055

●障がい者支援に関すること

県地域生活定着支援センター ☎099-213-4055

県発達障害者支援センター ☎099-264-3720

阿久根市・長島町基幹相談支援センター ☎0996-75-2401

ほくさつ障害者就業・生活支援センター ☎0996-29-5022

障害者 110 番 ☎099-228-6000

●生活保護・生活困窮者への支援に関すること

長島町福祉事務所 ☎0996-86-1146

長島町社会福祉協議会 ☎0996-86-0190

●女性等への支援に関すること

女性相談支援センター ☎099-222-1467

県男女共同参画センター ☎099-221-6630

●薬物依存の問題を抱える者への支援に関すること

精神保健福祉センター ☎099-218-4755

鹿児島ダルク ☎099-226-0116

●非行少年等への支援に関すること

北部児童相談所 ☎0996-21-3150

少年サポートセンター ☎099-252-7867

●人権に関すること

みんなの人権 110 番（最寄りの地方法務局） ☎0570-003-110

子どもの人権 110 番（鹿児島地方法務局） ☎0120-007-110

女性の人権ホットライン（鹿児島地方法務局） ☎0570-070-810

インターネット人権相談（鹿児島地方法務局）

ホームページ：「インターネット人権相談」で検索

※鹿児島県「鹿児島県における再犯防止等に関する支援機関・団体リスト（令和 6 年 10 月）」を基に作成